

## 第1回全国瞬時警報システム

## 5月18日（水）全国一斉情報伝達試験を実施します

問 総務課 防災係 ☎92-7915

地震・武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（J-アラート）を用いた試験で、基山町以外の地域でも、様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

基山町では、全国瞬時警報システム（J-アラート）から送られてくる国からの緊急情報を、町民の皆様へお伝えするために、防災行政無線の放送による情報伝達試験を実施します。試験放送の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

## ▽J-アラートとは

地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して、瞬時に地方公共団体及び住民に伝達するシステムです。

## ▽試験実施日時

5月18日（水）午前11時頃

## ▽試験放送内容

防災行政無線のスピーカーから、  
右記の内容が一斉放送されます。

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、J-アラートのテストです」  
※3回繰り返す
- ③ 「こちらは基山町です。」
- ④ 下りチャイム音

## 中学生を対象にした放課後補充学習支援員を募集します！

申 問 教育学習課 学校教育係 ☎92-7980

町では、中学生の学力向上と学習習慣の定着を図るため、放課後に基山中学校で6月～来年2月までの期間、補充学習を実施します。中学校1年生から3年生までを対象として、3年生は8月からスタート予定です。

生徒たちが自学自習（タブレットや問題集等を利用）しますので、その補助や支援を行っていただく支援員を募集します。

▽募集人員	若干名	▽報酬	1回あたり3,300円
▽応募資格	年齢等は不問ですが、中学生への学習支援（国、数、英など）ができる方	▽申込締切	5月13日（金）必着 （直接窓口持参の場合は 平日の午前8時半～午後5時15分）
▽勤務日 時間等	平日（主に水曜日） 午後3時半～5時頃まで	▽申込方法	教育学習課へ履歴書を郵送又は持参 （履歴書の様式は問いません）
▽実施回数	全20回（予定）		

お気軽にご利用ください  
特設人権相談所を開設します

問 総務課 文書法令係 ☎92-7915

町では、特設人権相談所を開設します。

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音、その他人権に関わる問題で悩みごとなどありましたら、お気軽にご利用ください。

▽日時 6月1日（水）午後1時～4時

▽場所 基山町民会館2階会議室A

電話による相談（人権相談全般）も受け付けています

▽受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日除く）

▽問合せ先 ☎0570-003-110（ゼロゼロみんなの110番）

※電話は、最寄りの法務局につながります。

## 頑張る事業者を応援する補助金の公募をします

# 令和4年度第1回基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金

**問** 産業振興課 ☎92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

▽公募期間 令和4年5月6日(金)～令和4年5月20日(金)

▽事業実施期間 交付決定日～令和5年3月31日(金)

▽事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。</li> <li>補助事業者は、町内に事業所等を有する者とします。</li> <li>事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会にて審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。</li> <li>予算の範囲内において補助金を交付します。</li> <li>申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。</li> <li>事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問い合わせください。</li> <li>令和5年3月31日までに、事業を完了し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）</li> </ul>
B事業	販売の創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

▽補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、基山町ホームページからもダウンロードできます。

## 役場では「クールビズ」を実施します

**問** 総務課 行政係 ☎92-7915

役場では、5月2日(月)から10月31日(月)までの間、地球環境保護、冷房にかかる経費の節減を目的として、職員が軽装(ノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ等)で執務を行います。

町民の皆様のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。役場への来庁の際は、ぜひ軽装でお越しください。

有料広告

相続手続

遺言

無料相談会も実施中!!

不動産名義変更には何が必要なの?

遺産分割で採めない方法は?

遺言書はどう作るの?

相続放棄 親の借金を相続したくない!



司法書士法人  
**州都綜合法務事務所**  
 SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6  
 佐賀県司法書士会  
 佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安

鳥栖市 相続 州都 検索  
 ▲詳しくはホームページをご覧ください



経験豊富な  
 司法書士が相談対応!!

佐賀・鳥栖  
 オフィス

☎0120-790-481

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054  
 平日 8:30～17:30 平日17:30以降、土日にも対応可能です(要予約) 駐車場あり

## 介護保険住宅改修施工事業者登録（新規）のお知らせ

**申問** 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 ☎81-3317 ☎81-3316

鳥栖地区広域市町村圏組合では、介護保険に基づく住宅改修を行う場合、住宅改修施工事業者の登録が必要です。介護保険住宅改修施工事業者の登録を希望する事業者は、下記のとおり登録申請をしていただきますようお願いいたします。（令和3年度に登録されている事業者は、今回登録申請する必要はありません。）

なお、令和4年6月に実施予定の登録研修の受講を登録条件としています。

また、今回登録申請をされない場合は、令和5年7月まで登録できませんのでご注意ください。

▽**申請期間** 5月2日（月）～5月31日（火） ※郵送の場合5月31日（火）必着

▽**提出書類** ①住宅改修施工事業者登録（更新）申請書

②住宅改修施工事業者業務概要書

③住宅改修の施工に係る誓約書

※提出書類は鳥栖地区広域市町村圏組合ホームページよりダウンロードできます。

▽**提出先** 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

**ご確認ください！**

## 介護保険料は納期限までに納めましょう

**問** 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係 ☎85-3637

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと「給付制限」（例：利用者負担が3割または4割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

### ▽介護保険料（普通徴収）の納付期限及び口座振替の振替期日

令和4年度	
納期	納期限及び口座振替日
1期（6月）	令和4年 6月30日（木）
2期（7月）	令和4年 8月1日（月）※
3期（8月）	令和4年 8月31日（水）
4期（9月）	令和4年 9月30日（金）
5期（10月）	令和4年 10月31日（月）
6期（11月）	令和4年 11月30日（水）
7期（12月）	令和4年 12月26日（月）
8期（1月）	令和5年 1月31日（火）
9期（2月）	令和5年 2月28日（火）
10期（3月）	令和5年 3月31日（金）

### ■納期限の設定について

原則、納期月の月末に設定しています（12月は26日）。

※月末が土日祝日の場合は金融機関が休みのため翌営業日となります。そのため、同月に納期限が2回ある月がありますのでご注意ください。

### ■口座振替をご利用ください！

納め忘れがなく安心、手間も省けて便利です。

普通徴収（窓口納付）の方は口座振替もご利用いただけます。申込み・問合せは、介護保険担当課の窓口、又は鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険料係へ。

介護保険は、介護が必要となった時の不安や負担を、社会全体でささえあう制度です。ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

## 5月12日は民生委員・児童委員の日です

**問** 福祉課 社会福祉係（民生児童委員協議会事務局） ☎ 92-7964

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにするとして、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。

### 民生委員・児童委員とは？

#### 住民の立場にたって まちの福祉を担う ボランティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこのまちでも活動しています。（全国で約23万人）

#### 安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」、「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

#### ご近所の気になることも ご相談ください

ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かもしれない」、「〇〇さんの姿を見かけないけど大丈夫かな」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。身近な方が民生委員・児童委員に連絡することで、早期対応が可能になります。

#### こんな活動をしています

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。